上場有価証券等書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面は、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下、「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）のリスクや概要等をご理解頂くうえでの留意点が記載されています。

予め良くお読み頂き、ご不明な点は、お取引開始前にご確認下さい。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に、別紙「手数料表」に記載の売買手数料を頂きます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 上場外国有価証券等の取引に当たっては、外国の取引所金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※２）
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下、「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた際に、上場有価証券等の価格が変動する事によって損失が生じる場合があります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動する事や、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる場合があります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意下さい。
 また、新株予約権証券は、予め定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

レバレッジ型、インバース型ＥＴＦ及びＥＴＮのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN（※４）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は店頭にてお尋ねください。

※１　「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。
また、本書面上の「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※２　「上場外国有価証券等」に係る現地諸費用の額は、現地の法令及び規則、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等を予め記載することはできません。

※３　裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的裏付け資産を含みます。

※４　「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し１日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）１を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス１倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※５　本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商　　号　　等	スターツ証券株式会社（金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 99 号）
所　　在　　地	〒134－0088　東京都江戸川区西葛西三丁目 22 番 21 号
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人　日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター 所在地：〒103－0025　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号 第二証券会館 電話番号：0120－64－5005 受付時間：月～金　午前 9 時～午後 5 時（祝日等を除く）
資　　本　　金	5 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	1999 年 11 月
連　　絡　　先	03－3686－2532（リスクマネジメント部）

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載される事があります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページでご覧いただけます。

（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）

また、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていないことにご注意下さい。

（2025.03.17 改定）

証券-証券管理-00457